

介護保険サービス利用者負担の免除

☎ 高齢介護課介護給付係 ☎ 23-6125

震災で被災し、介護保険の介護認定を受けている人で、震災により介護サービスなどの利用料の支払いが困難な場合は、支払いが免除されます。

免除を受ける際は、免除認定証等の提示が必要になりますので、まだ認定証をお持ちでない人は、免除申請の手続きをしてください。

◆免除される費用

介護サービス利用料の割負担分と、ショートステイ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の食費と居住費。それ以外は自己負担。

◆必要書類など

介護保険被保険者証、印鑑および右表に掲載した書類

◆免除期間

介護サービス利用料	平成 24 年 2 月 29 日まで
食費・居住費	厚生労働大臣の定める日

◆受付

随時受付

◆申請

高齢介護課（市役所西庁舎 1 階）または各総合支所保健福祉課

◆対象者

介護保険認定を受けて介護サービス等を利用している被保険者（震災の発生以後本市に転入された人も含む）で別表の①～⑥のいずれかに該当する人

【対象者と申請に必要な書類】

対象者	必要な書類
①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人	り災証明書
②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	死亡事項が確認できる書類・医師の診断書など
③主たる生計維持者が行方不明の人	警察に届け出している行方不明者届けなど
④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人	事業の廃止・休止届など
⑤主たる生計維持者が失業し、収入がない人	離職票、資格喪失証明書、退職証明書など
⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている人	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

※すでに免除認定証の交付を受けている人で、食費・居住費の免除期間が平成 23 年 8 月 31 日までとなっている認定証は、厚生労働大臣の定める日まで引き続き有効となります。

乳幼児・母子父子家庭・心身障害者医療費助成を受けている人へ

☎ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-6045
☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎ 23-2167

東日本大震災で被災された人で、加入している健康保険から「免除証明書」の交付を受けている人は、平成 24 年 2 月 29 日まで保険診療にかかる医療費が無料となります。医療機関の窓口で免除証明書を提示してください。

平成 24 年 3 月 1 日以降は、次のとおりとなります。

◆乳幼児医療費助成

医療機関の窓口で受給者証を提示してください。

◆母子父子家庭・心身障害者医療費助成

医療機関の窓口で受給者証を提示し、助成申請書を提出してください。

☎ 「乳幼児・母子父子家庭医療費助成について」

→ 子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-6045

「心身障害者医療費助成について」

→ 社会福祉課障害福祉係 ☎ 23-2167



特定健診受診料の免除

☎ 健康推進課成人保健担当 ☎ 23-5311

大崎市の国民健康保険に加入している人で、震災で被害を受けた人は、特定健康診査の受診料 1,200 円を免除します。

◆対象者

震災により住宅が全半壊するなどの被害を受け「国民健康保険一部負担金等免除証明書」（9 ページ参照）の交付を受けた人

◆免除の方法

健診会場または特定健診実施医療機関で「国民健康保険一部負担金等免除証明書」を提示することで免除を受けられます。

市立幼稚園保育料の減免、私立幼稚園就園奨励費補助

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

震災で被害を受けた保護者の経済的負担を減らすため、入園料および保育料の一部減免・補助を行います。

◆申請

在園している幼稚園に申し込み

1. 市立幼稚園保育料の減免

◆対象

平成 23 年度市民税の所得割額が非課税の世帯（り災等により、市民税の税額に変更があった場合は変更後税額で判断）

◆減免額

就園している園児の人数などにより 20,000 円～ 63,000 円

「受診料の還付について」

特定健診受診料の免除対象となった人で、既に受診料を払って受診している場合は、還付します。

◆還付申請に必要なもの

- ①領収書
- ②国民健康保険一部負担金等免除証明書
- ③国民健康保険被保険者証
- ④通帳（世帯主または本人）
- ⑤印鑑

◆申請

平成 24 年 3 月 31 日まで健康推進課（古川保健福祉プラザ（f プラザ）1 階）または各総合支所保健福祉課

2. 私立幼稚園就園奨励費補助

◆対象

次の要件をすべて満たすこと

- ①保護者が市内在住の人
- ②私立幼稚園に通園している満 3 歳児以上の園児の保護者
- ③世帯全員の平成 23 年度市民税の所得割額の合計が 183,000 円以下の世帯（り災等により、市民税の税額に変更があった場合は変更後税額で判断）

◆補助額

就園している園児の人数などにより 46,800 円～限度額以内

保育所保育料、放課後児童クラブ保育料の免除

☎ 子育て支援課保育所係 ☎ 23-6045
☎ 児童福祉係 ☎ 23-6045

震災で被害を受けた家庭の保育所保育料、放課後児童クラブ保育料を減免します。

◆申請に必要なもの

印鑑、り災証明書の写し

◆減免の内容

	対象者	区分	減免割合
保育所保育料	児童の保護者が居住する家屋が半壊以上の損害を受けた場合	住宅が大規模半壊以上	全部
		住宅が半壊	2 分の 1
放課後児童クラブ保育料	児童が居住する家屋が半壊以上の損害を受けた場合	住宅が大規模半壊以上	全部
		住宅が半壊	2 分の 1
保育所保育料	震災で生計を維持する人が死亡または、障害者になった場合	生計維持者が死亡	全部
		生計維持者が障害者になった場合	10 分の 9
放課後児童クラブ保育料	児童の保護者が死亡または著しい障害を受けた場合	保護者が死亡	全部
		保護者が著しい障害	10 分の 9